

## 第 68 類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

### 注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
  - (a) 第 25 類の物品
  - (b) 第 48.10 項又は第 48.11 項の塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙( 例えば、雲母粉、黒鉛、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙 )
  - (c) 第 56 類又は第 59 類の塗布し、染み込ませ又は被覆した紡織用纖維の織物類( 例えば、雲母粉を塗布し又は被覆した織物類及びビチューメン又はアスファルトを塗布した織物類 )
  - (d) 第 71 類の製品
  - (e) 第 82 類の工具及びその部分品
  - (f) 第 84.42 項のリソグラフィックストーン
  - (g) がい子( 第 85.46 項参照 ) 及び第 85.47 項の電気絶縁用物品
  - (h) 歯科用バー( 第 90.18 項参照 )
  - (i) 第 91 類の物品( 例えば、時計及び時計のケース )
  - (k) 第 94 類の物品( 例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物 )
  - (l) 第 95 類の物品( 例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具 )
  - (m) 第 96.02 項の物品で第 96 類の注 2 (b) に掲げる材料から製造したもの、第 96.06 項の物品( 例えば、ボタン )、第 96.09 項の物品( 例えば、石筆 ) 及び第 96.10 項の物品( 例えば、石盤 )
  - (n) 第 97 類の物品( 例えば、美術品 )
- 2 第 68.02 項において加工した石碑用又は建築用の石には、第 25.15 項又は第 25.16 項の石を加工したもののがほか、その他の天然石( 例えば、けい石、フリント、ドロマイ特及びステアタイト ) を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。